

第140回簿記検定試験

2級 出題の意図

[第1問]

(出題の意図)

第1問は、従来の形式を踏襲して仕訳問題を5問出題しました。いずれも、基本的な理解を問うものばかりですが、各問の出題の意図は次のとおりです。

1. 株式会社設立における株式の発行時の処理です。これまで何度も検定試験で出題されていますが、会社法の規定を正確に理解しているかが問われています。また、発起人が立て替えていた会社を設立するためにかかった諸費用の精算についても併せて尋ねています。
2. 本支店会計における、支店が本店の買掛金を支払った場合の処理です。支店独立会計制度を採っている場合、本来ならば本店が支払うべき買掛金を支店が代わりに支払ったので、本店に対する債権が増加したと考えられるかがカギになります。なお、本支店会計では平成28年度より未達事項の整理と内部利益の除去が2級の試験範囲から削除されることになっています。
3. 売上割戻の処理です。売上割戻を実施すれば収益（売上）を減額させることになりますが、本問では別解を避けるため勘定科目として「売上」が指定されていませんので、これを使用してはならないことがポイントになります。また、前期の決算時に売上割戻引当金を計上していた場合の処理も問われています。なお、売上割戻を行うにあたり、静岡商店に対しては、売掛金の残高があるために売掛金から相殺していますが、神奈川商店に対する売掛金の残高は残っていないために現金で支払っています。このように、実際には売上割戻が常に掛け代金の相殺となるとは限らない点を意識してほしいという意図がありました。
4. 満期保有目的の債券の取得とそれに伴う端数利息の処理が問われています。本問は埼玉物産株式会社が発行した社債を満期まで長期間保有する目的で取得したので、固定資産（投資その他の資産）の増加取引となります。自社が発行した社債（負債）とは異なっていることを理解しているかを出題しました。また、日割計算による端数利息の算定もこれまで何度も検定試験で出題していますが、今回もその理解を確かめるために出題しました。

5. 生産高比例法による減価償却の問題です。トラックなどの車両は、総利用可能量および当期の利用量を正確に把握することが可能であるため、利用量に応じて減価償却費を計上する生産高比例法を適用することが認められています。

[第2問]

(出題の意図)

本問は、入金伝票、出金伝票および振替伝票の記入内容を示す資料に基づいて、仕訳日計表への集計と総勘定元帳への転記および補助簿である仕入先元帳への転記を問う問題です。伝票式会計に関する問題としては、基本的で標準的な内容の問題です。

本問では、①3伝票制における各伝票（入金伝票、出金伝票、振替伝票）の意味とそれらの各伝票への取引の記入、②伝票の記入内容を仕訳日計表に集計し、さらに仕訳日計表から総勘定元帳へ合計転記するという手続の流れ、③伝票から補助簿である仕入先元帳へ直接に個別転記するという手続の流れ、の3つの点について正しく理解しているかどうかで解答に当たってのポイントとなります。

伝票式会計について基本的な学習ができていれば十分に正答できる問題ですので、日頃から丁寧な学習を心掛けることが大切です。

なお、「伝票の集計」については、出題区分表上、平成28年度から「伝票の集計・管理」として2級から3級に移行することとしています。下位級の区分に表示されている項目は、上位級の範囲にも含まれる（級の上昇に応じて程度も高くなる）ことにご留意ください。

[第3問]

(出題の意図)

株式会社の決算に際し、決算整理前残高試算表から損益計算書を作成する問題を出題しました。未処理事項と決算整理事項をよく読み、仕訳を起こしたものを決算整理前残高試算表上の金額に加算していけば、正答に到達できる問題です。また、損益計算書の様式と典型的な表示科目を理解していれば、容易に得点に結びつけられる部分も含んでいます。

本問で注意すべき点には、次のようなものがあります。

1. 未処理事項が商品の期末帳簿棚卸高や貸倒引当金の計算に影響すること。
2. 商品の期末帳簿棚卸高と実地棚卸高の調整をよく考える必要があること。
3. 前期末の決算において計上した未払費用の再振替仕訳が行われていないこと。

とを前提に決算整理を行う必要があること。

4. 有形固定資産の減価償却が月次決算で見積計上されていることを前提に、減価償却の計算を行う必要があること。
5. のれんが直接法で記帳されているため、当初の取得原価を計算する必要があること。
6. 未処理事項を考慮して、退職給付費用を計算する必要があること。
7. 未払法人税等の額の計算で、前期末計上額からの過剰額を考慮する必要があること。

[第4問]

(出題の意図)

標準原価計算制度を採用する場合の仕訳と損益計算書の作成に関する問題です。標準原価計算制度の意義の一つは、標準原価を勘定機構に組み込むことにあるとされていますから、標準原価計算制度を採用する企業（とその会計担当者）にとっては、もっとも基本的な部分の理解が問われたといえるでしょう。

問1では仕訳が問われています。標準原価計算の仕訳ですが、本問では直接材料費に関する仕訳だけが問われています。実際原価計算制度における直接材料費の仕訳は過去にも多くの出題例がありますので、それが標準原価計算制度になってどのように変化するか（どこに標準原価を使用するのか）がポイントです。

なお、材料勘定→仕掛品勘定→製品勘定というコスト・フローは、標準原価計算制度でも実際原価計算制度でも同じです。コスト・フローが同じということは、仕訳において、借方にどの勘定科目をもってくるか、貸方にどの勘定科目をもってくるかも同じということです。変わってくるのは、そこに記入される金額が実際原価なのか、標準原価なのかということです。

材料の購入に関する(1)の仕訳には、標準原価を使用しません（ただし、購入時から標準原価を使用して材料勘定に記録する標準原価計算制度もあります）。本問は「シングル・プラン」が条件になっていますので、直接材料費を仕掛品勘定に振り替える(2)の仕訳には、標準原価を使用します。この(2)の仕訳を行う際に、材料勘定の貸方に実際原価との差異が残りますので、その金額を(3)の仕訳によって価格差異勘定と数量差異勘定に振り替えます。

問2では損益計算書を作成します。問1の(3)で計算した直接材料費差異と問題文にある加工費差異を合計した金額が、損益計算書上の原価差異になります。売上高は「当月の販売実績」のデータを使って、標準売上原価までの3つの項目は標準原価を使って計算します。

[第5問]

(出題の意図)

本問は等級別総合原価計算の問題です。製造業では、同じ種類の似たような製品ですが、形状、大きさ、品位などによって区別できる等級製品を生産していることがあります。この問題では、等級別総合原価計算により、これら同種製品を区別して製品原価の計算ができるかどうかを確認することとしました。さらに、正常仕損が発生していることから、これを原価計算上、適切に処理できるかという計算能力も見ています。等級別以外に総合原価計算は何種類かありますが、製品や工程などに応じて、適用すべき製品原価計算を的確に行うことができるようになってほしいと思います。